

障害者を対象とする 特別区（東京23区）職員 採用選考案内

◆この採用選考は、特別区、特別区人事・厚生事務組合、特別区競馬組合及び東京二十三区清掃一部事務組合（以下「特別区等」という。）が、障害のある方を対象として職員を採用するために実施するものです。

1 主な日程

申込受付期間 <small>※インターネット申込みが困難な場合のみ、郵送で申し込んでください。</small>	◇インターネット【推奨】 6月22日（木）午前10時 から 7月13日（木）午後5時まで（受信有効）
	◇郵 送（郵便局で必ず「簡易書留郵便」扱いにしてください。） 6月22日（木） から 7月12日（水）まで（消印有効） →消印が上記受付期間以外のもの及び簡易書留によらないものは、受理しませんのでご注意ください。
	注意事項 第2次選考（面接）で参考資料として使用する「面接カード」も申込時に作成をしていただきます。 ※持参による申込受付は行いません。必ずインターネット又は郵送により、時間に余裕をもって申し込んでください。 ※使用可能機器等の注意事項については、申込画面の案内をご確認ください。
第1次選考	◆選考日 9月10日（日）午前9時20分集合 ～ 午後3時終了予定
	◆合格発表日 10月11日（水）午前10時
第2次選考	◆選考日 10月30日（月）、31日（火）、11月1日（水）のうち指定する1日
最終合格発表	◆合格発表日 11月17日（金）午前10時

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況等によっては、選考日程等が変更になる可能性があります。試験当日の対応を含む最新情報は、特別区人事委員会ホームページ（以下、「ホームページ」という。）等をご確認ください。

2 採用区分、選考区分及び採用予定数等

採用区分	選考区分	採用予定数	主な職務内容	主な勤務予定先（例示）
Ⅲ 類	事務	84名程度	一般行政事務等 〔庶務業務、窓口業務、 文書・台帳整理等〕	本庁各課、出張所、保健所、 福祉事務所

※採用を予定している特別区等については、7ページ参照

3 受験資格

日本国籍を有し、次の要件をすべて満たす人が受験できます。ただし、すべてを満たす人でも地方公務員法等で選考を受けること等ができないとされる人（下記参照）は受験できません。

※申込内容等の記載事項に虚偽がある場合は、採用内定が取り消されることがあります。

(1) 以下のアからエのいずれかに該当する人

- ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている人
- イ 都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている人
- ウ 児童相談所等により知的障害者であると判定された人
- エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人

※上記の手帳等は受験日当日において有効であることが必要です。

※療育手帳の名称は、交付している地方公共団体により異なることがあります。手帳の種類が不明な場合は、お住まいの地方公共団体で確認してください（例えば、東京都が交付している療育手帳については、「愛の手帳（東京都療育手帳）」という名称で交付されています。）。

(2) 昭和38年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた人

(3) 活字印刷文又は点字による出題に対応できる人

(4) 現に特別区等の職員でない人

ただし、現に特別区等の職員で、教育公務員、特別職非常勤職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員又は「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」若しくは「地方公務員の育児休業等に関する法律」の規定に基づき採用されている任期付職員は受験できます。

地方公務員法第16条で選考を受けることができないとされる人

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(注) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。

4 第1次選考

(1) 選考日及び会場

選考日	9月10日(日) 午前9時20分集合～午後3時終了予定
会場	原則として都内

- ◆選考会場は、8月18日(金)以降に発送する受験票で通知します。
- ◆指定された選考会場の変更はできません。
- ◆選考会場及び会場の最寄駅付近で、有料で可否の連絡を請け負う業者が勧誘を行っていることがありますが、当人事委員会とは一切関係ありません(選考当日に当人事委員会が現金を請求することはありません。)
- ◆選考当日は、交通機関の運行に遅延・中止(見合わせ)等が発生することもありますので、選考会場までの経路を複数確認しておくとともに、時間に余裕をもって選考会場に到着できるようにしてください。
- ◆身体上の理由等により自動車等による選考会場への来場が必要な場合は、申込画面(申込書)の所定欄にその旨を必ず入力(記入)するとともに、申し込む際に必ず特別区人事委員会事務局任用課へ連絡してください。

(2) 方法

教養試験 (2時間10分)	一般教養についての五肢択一式(45題中40題解答) ①知能分野(25題必須解答) 文章理解(英文を含む。)、判断推理、数的処理、資料解釈及び空間把握 ②知識分野(20題中15題選択解答) 社会…現代社会、日本史、世界史、地理、倫理及び政治・経済 理科…物理、化学及び生物 その他…国語、芸術及び家庭
作文 (1時間30分)	課題式(1題必須解答) 字数は400字以上800字程度

- ◆この選考の出題の程度は、高校卒業程度のものであります。
- ◆教養試験の成績が一定点に達しない場合、作文は採点の対象となりません。
- ◆選考問題は、持ち帰ってください。
- ◆教養試験(五肢択一式)はマークシート方式により行います。マークシートでの解答が困難な人は、申込画面(申込書)の所定欄にその旨を必ず入力(記入)するとともに、申し込む際に必ず特別区人事委員会事務局任用課へ連絡してください。申込画面(申込書)への入力(記入)がない場合及び任用課への連絡がない場合は、マークシート以外による受験は認めません。
- ◆上肢機能障害又は言語、上肢複合機能障害を有し、文字を書くことが困難な人のみ、パソコン(又はワープロ)を使用することができます。パソコン(又はワープロ)の使用を希望する人は、申込画面(申込書)の所定欄に必ず入力(記入)するとともに、申し込む際に必ず特別区人事委員会事務局任用課へ連絡してください。申込画面(申込書)への入力(記入)がない場合及び任用課への連絡がない場合は、パソコン(又はワープロ)による受験は認めません。
なお、パソコン(又はワープロ)の貸与はできません。選考当日に受験者本人が持参した機器で解答していただきます。
また、申込後、使用機器の機能等について確認するため、連絡する場合があります。

- ◆第1次選考は、点字で受験することができます。点字による受験を希望する人は、申込画面（申込書）の所定欄に必ず入力（記入）するとともに、申し込む際に必ず特別区人事委員会事務局任用課へ連絡してください。申込画面に入力（記入）がない場合及び任用課への連絡がない場合は、点字による受験は認めません。

なお、点字機器の貸与はできません。選考当日に受験者本人が持参した機器で解答していただきます。

また、申込後、使用機器の機能等について確認するため、連絡する場合があります。

※点字で受験をする人は、点字の補助として音声による試験問題の読み上げを併用することができます。

なお、読み上げに使用するパソコン等の機器の貸与はできません。

詳細については、特別区人事委員会事務局任用課へ連絡する際に確認してください。

(3) 合格発表

日 時	10月11日（水）午前10時
方 法	・ ホームページ（合格者の受験番号を掲載） ・ 郵送（第1次選考の受験者全員に、合否の結果を通知） ※窓口等への掲示は行いません。

- ◆10月15日（日）までに結果通知が届かない場合は、10月16日（月）以降に特別区人事委員会事務局任用課へ照会してください。

5 第2次選考

第1次選考合格者に対して、次のとおり行います。

(1) 選考日及び会場

選 考 日	10月30日（月）、31日（火）、11月1日（水）のうち指定する1日 ※指定された日時の変更はできません。
会 場	原則として都内

- ◆選考の日時及び会場は、第1次選考結果通知と併せてお知らせします。

- ◆選考当日は、交通機関の運行に遅延・中止（見合わせ）等が発生することもありますので、選考会場までの経路を複数確認しておくとともに、時間に余裕をもって選考会場に到着できるようにしてください。

- ◆身体上の理由等により自動車等による選考会場への来場が必要な場合は、申込画面（申込書）の所定欄にその旨を必ず入力（記入）するとともに、申し込む際に必ず特別区人事委員会事務局任用課へ連絡してください。

(2) 方法

面 接	主として人物について、個別面接の方法で行います。 ※面接時にメモを取ることはできません。
-----	---

- ◆聴覚等に障害がある人への配慮として、筆話・手話に対応します（第2次選考会場に手話通訳者を配置します。）。筆話・手話を希望する人は、申込画面（申込書）の所定欄に必ず入力（記入）してください。

- ◆受験者が登録等をしている就労支援機関の職員の同席を認めます。選考準備のため、同席を希望する場合は、第1次選考合格発表後、10月18日（水）までに受験者本人が必ず特別区人事委員会事務局任用課へ連絡してください。任用課への連絡がない場合は、同席を認めません。

6 最終合格者の決定及び発表

決 定	第1次選考、第2次選考及び資格審査の結果を総合的に判定し、最終合格者を決定します。
日 時	11月17日（金）午前10時
発 表	・ ホームページ（合格者の受験番号を掲載） ・ 郵送（第2次選考の受験者全員に、合否の結果を通知） ※窓口等への掲示は行いません。

7 選考結果の提供

希望者に対し、次のとおり選考結果を提供します。

対 象	提 供 内 容	提 供 方 法	申 請 方 法
第1次選考 不合格者	第1次選考の 総合ランク	結果通知に第1次選考の総合ランクを 記載して提供します。	第1次選考の教養試 験の際、解答用紙に希 望の有無をマークし ていただきます。
第2次選考 不合格者	最終結果の 総合ランク	結果通知に最終結果の総合ランクを 記載して提供します。	

8 採用の方法及び時期

（1）採用の方法

ア 特別区人事委員会は、最終合格者決定後、原則として合格者の希望区等を考慮のうえ、特別区等へ推薦します。

なお、希望者の集中等の状況によっては、希望どおりに推薦できない場合があります。

イ 推薦を受けた特別区等は、面接等を行ったのち、採用を内定します。

（2）採用の時期

原則として、令和6年4月1日以降に採用されます。

9 勤務条件

（1）初任給等

初 任 給	約182,500円
-------	-----------

◆この初任給は令和5年4月1日現在の給料月額に地域手当を加えたものです。

職務経験等がある人は、一定の基準により加算される場合があります。

◆この初任給のほか、条例等の定めるところにより、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

◆採用前に給与改定等があった場合には、その定めるところによります。

※令和6年4月1日に60歳で採用される方は、給与支払い時に一定程度減額されます。

(2) 勤務時間

職員の勤務時間は1週間あたり38時間45分で、原則として土曜・日曜・祝日が休みです。

(3) 休暇等

年次有給休暇は原則として1年間に20日です。そのほかに慶弔休暇、妊娠出産休暇、育児休業、夏季休暇なども設けられており、職員が安心して働き続けられるための制度が整っています。

(4) 公平な昇任制度

職員は、能力主義に基づき公平に昇任します。学歴等によらず、「やる気があれば道が開ける」、チャレンジする職員に開かれた昇任制度が用意されています。

10 受験手続

(1) 申込方法

次のいずれかの方法で早めに申し込んでください。

申込方法	申込場所	申込受付期間
インターネット 【推奨】	https://www.union.tokyo23city.lg.jp/jinji/jinjiinkaitop/ (ホームページ)	6月22日(木) 午前10時から 7月13日(木) 午後5時まで【受信有効】
郵送	〒102-0072 千代田区飯田橋 3-5-1 特別区人事委員会事務局任用課	6月22日(木) から 7月12日(水) まで 【消印有効】
	角型2号(A4サイズ)の封筒に入れ、その封筒の表に赤字で「採用選考申込書在中」と明記し、必ず「簡易書留郵便」で郵送してください。	

※持参による申込受付は行いません。必ずインターネット又は郵送により、時間に余裕をもって申し込んでください。

- ◆重複申込みは、受信又は消印の早いもののみ受理します。
- ◆受験資格の審査を行うため、連絡することがあります。
- ◆インターネット申込み及び郵送申込みの際に提出された内容(面接カードを除く)は、推薦時に特別区等へ提供します。
- ◆システム障害対応のために申込受付期間中にシステムを停止する場合や、使用している機器や通信回線上の障害等が発生した場合のトラブルについては、一切責任を負いません。
- ◆提出された申込書等の書類は、返却しません。
- ◆消印が上記受付期間以外のもの及び「簡易書留郵便」によらないものは、受理しませんのでご注意ください。

(2) 受験票の交付

8月18日(金)以降に受験票を郵送します。

8月23日(水)までに受験票が届かない場合は、8月24日(木)以降に特別区人事委員会事務局任用課へ照会してください。

1 1 採用を予定している特別区等

表の説明

採用予定は、令和5年6月1日現在のものです。変更することがあります。

- ・○印…令和6年度に採用を予定していることを示します。
- ・無印…令和6年度に採用を予定していないことを示します（今後採用の必要が生じた場合は採用を行うこともあります。）。
- ・**人厚組合** 特別区人事・厚生事務組合／**競馬組合** 特別区競馬組合／
清掃組合 東京二十三区清掃一部事務組合

千代田区	中央区	港区	新宿区	文京区	台東区	墨田区	江東区	品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
中野区	杉並区	豊島区	北区	荒川区	板橋区	練馬区	足立区	葛飾区	江戸川区	人厚組合	競馬組合	清掃組合
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○

【申込書及び面接カード記入上の注意】

- 1 郵送の申込書及び面接カードは、黒のボールペン（消せないものに限る。）で、記入漏れや間違いのないよう、丁寧に記入してください。申込時には、申込書と面接カードを一緒に作成して提出してください。不備があった場合には、申込は受け付けません。
- 2 郵送申込書の整理番号欄（※欄）には、記入しないでください。
- 3 郵送申込書の生年月日欄には、該当の年号を○で囲い年月日の数字を記入してください。また、年月日の数字が1ケタの場合は、はじめに「0」を記入してください。

<例>平成4年4月2日生まれの場合

昭 和												
○ 平 成 ○	0	4	年	0	4	月	0	2	日	生		

- 4 郵送申込書の現住所欄は、都道府県名の記入は不要です。区市町村名から記入してください。
- 5 郵送申込書の電話番号等欄には、確実に連絡が取れる電話番号を2ヵ所記入してください（携帯電話又は実家等で伝言を依頼できるところを含む。）。FAX番号の記入は任意です。
- 6 郵送申込書の受験票等郵送先欄には、受験票や結果通知等について、現住所以外への郵便を希望する人のみ記入してください。現住所と同じ場合は、記入の必要はありません。

7 郵送申込書の希望区欄には、下の〈特別区等コード一覧表〉から希望する特別区等を選び、第1希望から第5希望まで順番に、その番号を記入してください。

なお、希望区を記入できるのは申込時の1回のみで、その後は変更できません。

〈特別区等コード一覧表〉

番号	区名等	番号	区名等	番号	区名等
01	千代田区	10	目黒区	19	板橋区
02	中央区	11	大田区	20	練馬区
03	港区	12	世田谷区	21	足立区
04	新宿区	13	渋谷区	22	葛飾区
05	文京区	14	中野区	23	江戸川区
06	台東区	15	杉並区	24	特別区人事・厚生事務組合
07	墨田区	16	豊島区	25	特別区競馬組合
08	江東区	17	北区	26	東京二十三区清掃一部事務組合
09	品川区	18	荒川区		

8 郵送申込書の障害者手帳等欄には、手帳（児童相談所等が発行した知的障害者の判定書を含む。）に記載されている内容を記入してください（複数の手帳を所持している場合の記入方法については下記9を確認してください）。

なお、郵送申込みの申込時点で手帳を申請中等で所持していない場合は、障害者手帳等欄を空欄とし、申し込む際に必ず特別区人事委員会事務局任用課へ連絡してください。

また、インターネット申込みの申込時点で手帳を申請中等で所持していない場合は、障害者手帳等欄は空欄とし、備考欄に申請状況等を入力するとともに必ず特別区人事委員会事務局任用課へ連絡してください。

9 郵送申込書の障害区分コード欄には、該当する障害区分を下の〈障害区分コード表〉から選び、番号を記入してください。

なお、複数の手帳を所持している場合には、下の〈障害区分コード表〉のうち、若い番号の障害区分コードを記入してください。

（例）身体障害者手帳と精神障害者保健福祉手帳を所持している場合には「01」と記入してください。

〈障害区分コード表〉

番号	障害区分
01	身体障害
02	知的障害
03	精神障害

10 郵送申込書の障害区分コード欄に、「01」(＝身体障害)を記入した場合は、身体障害者手帳に記載されている主な障害名に対応する番号を、下の<障害名コード表>から選び、障害名コード欄に記入してください。

また、障害名欄には、身体障害者手帳に記載されている障害名を記入してください。

なお、障害区分コード欄に、「02」(＝知的障害)又は「03」(＝精神障害)と記入した場合は、障害名コード欄は空欄にし、障害名欄には、「知的障害」又は「精神障害」と記入してください。

<障害名コード表>

番号	障害名	番号	障害名	番号	障害名
01	視覚障害	07	体幹機能障害	13	小腸機能障害
02	聴覚障害	08	心臓機能障害	14	免疫機能障害
03	平衡機能障害	09	じん臓機能障害	15	肝臓機能障害
04	音声・言語機能障害	10	呼吸器機能障害	16	その他の身体障害
05	上肢機能障害	11	ぼうこう機能障害		
06	下肢機能障害	12	直腸機能障害		

11 郵送申込書の障害等級・程度欄には、身体障害又は精神障害の人は手帳に記載されている等級を記入してください。

知的障害の人は該当する程度を下表から選び、番号を記入してください。

程度	最重度	重度	中度	軽度
番号	1	2	3	4

12 インターネット申込み及び郵送申込みのどちらの場合も、手帳に交付日・再交付日等、2つ以上の日付が記載されている場合は、直近の日付を記入してください。

13 郵送申込書の交付機関欄には、手帳の交付を受けた都道府県名又は市名を記入してください。

14 郵送申込書の裏面については、1から7のうち該当する番号を○で囲んだうえ、必要事項を記入してください。

なお、1から3については該当する障害がある人のみ選択できます。

15 第1次選考において、点字による受験を希望する人は、郵送申込書裏面の2を○で囲んでください(インターネット申込みの場合は、申込画面の所定箇所に入力してください)。

また、インターネット申込み及び郵送申込みのどちらの場合も申し込む際に必ず特別区人事委員会事務局任用課へ連絡してください。申込書(申込画面)への記入(入力)がない場合及び任用課への連絡がない場合は、点字による受験は認めません。

16 第1次選考において、パソコン（又はワープロ）による受験を希望する人（上肢機能障害又は言語、上肢複合機能障害の人のみ）は、郵送申込書裏面の3及び該当する機器の番号を○で囲んでください（インターネット申込みの場合は、申込画面の所定箇所に入力してください）。

また、インターネット申込み及び郵送申込みのどちらの場合も申し込む際に必ず特別区人事委員会事務局任用課へ連絡してください。申込書（申込画面）への記入（入力）がない場合及び任用課への連絡がない場合は、パソコン（又はワープロ）による受験は認めません。

17 第1次選考における教養試験（五肢択一式）をマークシートで解答することが困難な場合は、郵送申込書裏面の7にその旨を記入してください（インターネット申込みの場合は、申込画面の所定箇所にその旨を入力してください）。

また、インターネット申込み及び郵送申込みのどちらの場合も申し込む際に必ず特別区人事委員会事務局任用課へ連絡してください。申込書（申込画面）への記入（入力）がない場合及び任用課への連絡がない場合は、マークシート以外による受験は認めません。

18 採用選考案内2ページに掲げてある受験資格をすべて満たしていることを再度確認したうえ、郵送申込書の署名欄に月日と氏名を記入してください。

選考の申込みをした人は必ず受験してください

特別区職員採用選考は、皆さんの申込みによって選考の準備が進められます。これらは、区民の方に納めていただく税金を使って行われるものです。貴重な税金を有効に活用するためにも、**選考の申込みをした人は必ず受験してください**。

1.2 選考問題及び五肢択一式問題の正答の公表等

（1）令和5年度の選考問題及び五肢択一式問題の正答について

選考問題及び五肢択一式問題の正答は、第1次選考終了後に公表します。予定日時は次のとおりです。

- ・ホームページ 9月19日（火）午前10時以降
- ・各区役所及び特別区自治情報・交流センター（東京区政会館4階）
9月20日（水）以降

（2）過去の選考問題及び五肢択一式問題の正答について

選考問題及び五肢択一式問題の正答は、各区役所及び特別区自治情報・交流センター（東京区政会館4階）で閲覧できます。また、ホームページ上では過去3年分を掲載しています（ただし、著作権等により掲載していない問題もあります）。

個人情報の取扱いについて

個人情報については、個人情報の保護に関する法律による適正管理を行っています。当人事委員会では、提出された関係書類やそれに基づき作成した資料等を厳重に管理するとともに、特別区等の採用関係機関以外の第三者には提供いたしません。また、規定の保存年限経過後には、速やかに適切な方法で廃棄しています。

注意事項

◆カンニング等の不正行為が発覚した場合、受験は無効とします。

令和2年度～令和4年度 障害者を対象とする採用選考実施状況

	採用予定数	受験者数	最終合格者数	合格倍率
令和2年度	90 名程度	228 名	99 名	2.3 倍
令和3年度	73	255	80	3.2
令和4年度	76	169	72	2.3

参考 特別区等一覧表

区名等	本庁所在地	職員数(名)	URL
千代田区	千代田区九段南1-2-1	1,199	https://www.city.chiyoda.lg.jp/
中央区	中央区築地1-1-1	1,639	https://www.city.chuo.lg.jp/
港区	港区芝公園1-5-25	2,235	https://www.city.minato.tokyo.jp/
新宿区	新宿区歌舞伎町1-4-1	2,825	https://www.city.shinjuku.lg.jp/
文京区	文京区春日1-16-21	2,002	https://www.city.bunkyo.lg.jp/
台東区	台東区東上野4-5-6	1,925	https://www.city.taito.lg.jp/
墨田区	墨田区吾妻橋1-23-20	1,873	https://www.city.sumida.lg.jp/
江東区	江東区東陽4-11-28	2,638	https://www.city.koto.lg.jp/
品川区	品川区広町2-1-36	2,714	https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/
目黒区	目黒区上目黒2-19-15	2,061	https://www.city.meguro.tokyo.jp/
大田区	大田区蒲田5-13-14	4,235	https://www.city.ota.tokyo.jp/
世田谷区	世田谷区世田谷4-21-27	5,499	https://www.city.setagaya.lg.jp/
渋谷区	渋谷区宇田川町1-1	2,037	https://www.city.shibuya.tokyo.jp/
中野区	中野区中野4-8-1	2,085	https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/
杉並区	杉並区阿佐谷南1-15-1	3,504	https://www.city.suginami.tokyo.jp/
豊島区	豊島区南池袋2-45-1	1,999	https://www.city.toshima.lg.jp/
北区	北区王子本町1-15-22	2,766	https://www.city.kita.tokyo.jp/
荒川区	荒川区荒川2-2-3	1,807	https://www.city.arakawa.tokyo.jp/
板橋区	板橋区板橋2-66-1	3,708	https://www.city.itabashi.tokyo.jp/
練馬区	練馬区豊玉北6-12-1	4,396	https://www.city.nerima.tokyo.jp/
足立区	足立区中央本町1-17-1	3,480	https://www.city.adachi.tokyo.jp/
葛飾区	葛飾区立石5-13-1	3,008	https://www.city.katsushika.lg.jp/
江戸川区	江戸川区中央1-4-1	3,707	https://www.city.edogawa.tokyo.jp/top.html
特別区人事・厚生事務組合	千代田区飯田橋3-5-1	267	https://www.union.tokyo23city.lg.jp/index.html
特別区競馬組合	品川区勝島2-1-2	84	https://www.tokyocitykeiba.com/
東京二十三区清掃一部事務組合	千代田区飯田橋3-5-1	1,166	https://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/

* 職員数は、令和5年1月1日現在のものです。

* 東京二十三区清掃一部事務組合の主な勤務先は、本庁及び23区内の各清掃工場等です。

* 就業場所は、原則敷地内禁煙です。



問合せ先

特別区人事委員会事務局任用課採用係

〒102-0072 千代田区飯田橋3-5-1

【電話】03-5210-9787（直通）

※受付時間：平日 午前8時30分～午後5時15分

【ホームページ】<https://www.union.tokyo23city.lg.jp/jinji/jinjiinkaitop/>

（上記ホームページから採用選考の申込みができます。）

また、よくある質問と回答も掲載しています。）

【Twitter】@23city_saiyou



ホームページ二次元コード